# 令和8年度 放課後児童クラブ 救用案内&しおり



# 精華町 健康福祉環境部 子育て支援課

〒619-0285 精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

TEL 0774-95-1917

FAX 0774-95-3974

Email kodomo@town.seika.lg.jp

- P.1 放課後児童クラブについて
- P. 2 所在地
- P. 3 開所日 / 閉所日 / 申込書
- P. 4 利用基準と必要書類
- P. 6 利用申込に関する注意事項
- P. 7 利用申込受付と利用開始日
- P.8 記入例
- P.9 利用料と納付方法
- P. 11 利用決定後について
- P. 12 利用決定後の各手続き案内
- P. 14 留意事項
- P.15 気象警報発令時及び地震発生時などによる臨時閉所等について
- P.16 放課後児童クラブQ&A
- P. 19 サポート事業

<u>令和7年度から引き続き利用を希望される方も、改めて利用申込が必要です。</u> 利用案内&しおりの内容が年度ごとに変更する場合もありますので、必ずご一読いただきます よう、お願いいたします。

# 放課後児童クラブについて

## ● 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者や家族が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

#### ● 指導の目標

学校の放課後、児童が遊びを通じた集団生活の中で異年齢児との交流を深めることにより、相 互理解を深め基本的生活習慣を養うなど、豊かな人間性を身につけるよう育成することを目標と しています。

#### 基本方針 ——

- ・児童一人一人の自発性を大切にし、自主的活動を促す。
- ・スポーツや遊び等の集団生活を通じ、仲間づくりを進め社会性を伸ばすよう努める。
- ・日常生活に必要な生活習慣が身につけられ、規則を守っていけるよう促す。
- ・児童の安全管理と保健衛生の徹底を図る。

#### ● 対象児童

令和8年4月1日時点において町内に在住する児童で、放課後、保護者が共働きなどの事情で 不在になる小学校(特別支援学校小学部含む)に就学する児童(1~6年生)を対象とします。

#### ● 支援員配置

放課後児童クラブ支援員の配置については、1放課後児童クラブあたり、原則2名以上を配置しています。

ただし、放課後児童クラブの児童数等に応じて支援員を増員する場合があります。

# 所在地

#### ● 公営放課後児童クラブ

(令和7年10月現在)

児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
精 北 第1放課後児童クラブ	精華町下狛河原田44番地	93-3396	60人
精 北 第2放課後児童クラブ	相辛的 1907的永山 44 电地	98-2137	40人
川 西 第1放課後児童クラブ	精華町北稲八間畑ヶ田 15番	94-4577	70人
川 西 第2放課後児童クラブ	地1 (※2)	94-5780	70人
山田荘 第1放課後児童クラブ	精華町桜が丘二丁目 22 番地	72-0782	60人
山田荘 第2放課後児童クラブ	1	71-8040	40人
東 光 第1放課後児童クラブ	精華町光台七丁目 43 番地 1	95–3338	60人
東 光 第2放課後児童クラブ	(※3)		30人
精華台 第1放課後児童クラブ	些拼₩####################################	95–3766	60人
精華台 第2放課後児童クラブ	精華町精華台一丁目2番地1		40人

- (※1) 各児童クラブで入所人数等により、第1と第2のクラス分けを行います。人数調整により同学年でクラスが分かれる場合があります。
- (※2) 川西放課後児童クラブは入所児童数によっては、分室を開設する場合があります。
- (※3) 東光放課後児童クラブは学校内の教室で東光放課後児童クラブを開設する予定です。

# ● 民営放課後児童クラブ

児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
ひかりだい第1放課後児童クラブ※ (運営:社会福祉法人 千祥福祉会)	精華町光台七丁目 11番地	95 <i>—</i> 3820	40人
ひかりだい第2放課後児童クラブ※ (運営:社会福祉法人 千祥福祉会)	(光台近隣センター内)	95—3620	40人
かしのき放課後児童クラブ (運営:社会福祉法人 京都長尾会)	精華町精華台一丁目2番地1	94–5585	80人

※ひかりだい放課後児童クラブは、直接利用申込をしてください。

ひかりだい放課後児童クラブのみ民設民営となりますので、利用料も運営法人への直接納付となります。詳細につきましては、運営法人へお問い合わせください。

# 開所日/閉所日/申込書

#### 1. 開所日

毎年度、4月1日から翌年3月31日の下表の日とします。

開所日	開所時間	
月曜日から金曜日	児童の下校時から午後6時まで	
土曜日	午前8時から午後6時まで	
春・夏・冬休み(長期休暇)の期間	午前8時から午後6時まで	
その他学校休業日(学校の振替休日等)	午前8時から午後6時まで	
延長利用(平日月曜日~金曜日、長期休暇	午後6時から午後7時まで	
中、その他学校休業日)		

※土曜日または長期休暇中の開所時間につきまして、午後1時の時点で利用児童がいない場合は、午後からの放課後児童クラブを閉所します。また、午後からの活動計画の見通しをたてるため、当日午前10時までに登所または出欠連絡をお願いします。

※延長利用は、土曜日のみ利用不可です。

#### 2. 閉所日

次に定める日は閉所日とします。

- ・日曜日及び国民の祝日
- ・12月29日から翌年1月3日までの日
- ・気象警報発令等により学校が休校となった日
- ・その他、学校行事等で開所できない日

#### 3. 利用に必要な申込書

次の書類をご提出ください。

- ① 放課後児童クラブ利用申込書
- ② 個人情報確認同意書及び誓約書
- ③ 利用基準等に応じて必要とする書類 (P.4、P.5参照)
- ④ 放課後児童クラブ延長利用関係申込書 (※該当する場合のみ(P.12参照))
- ⑤ 祖父母等が保育できない申立書 (※該当する場合のみ(P.6参照))
- ⑥ 誓約書(転入用) (※該当する場合のみ(P.6参照))
- ⑦ 誓約書(就労用) (※該当する場合のみ(P.6参照))等

①~③は必須書類

# 利用基準と必要書類

#### ● 利用基準

令和8年4月1日時点において、小学校(特別支援学校小学部含む)に就学する児童(1~ 6年生)で、保護者が次の(1)~(7)のいずれかの事情に該当する場合です。

## (1) 家庭外で働いている

- ・昼間に居宅外で労働していることを常態としていること。
- ・週4日以上または月15日以上の就労で、帰宅時間が午後3時以降であること。

【必要書類】 ①就労証明書(勤務先による証明)

②自営業証明書

・商工会による証明

または

・民生児童委員による証明及び

営業許可証やチラシ等仕事の内容が確認できる書類

③農業従事証明書(農業委員等による証明)

※就労形態により、①~③のいずれかの書類を提出してください。

## (2) 家庭内で家事以外の仕事をしている

- ・昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・週4日以上または月15日以上の就労で、午後3時以降も引き続いて仕事のために時間的 な拘束を受けること。

①就労証明書(供給先で証明) 【必要書類】

②自営業証明書 (・商工会による証明

または

- ・民生児童委員による証明及び 営業許可証やチラシ等仕事の内容が確認できる書類
- ※内職をされている方は子育て支援課までご相談ください。
- ※就労形態により、①または②のいずれかの書類を提出してください。

## (3)病気や負傷または心身に障害がある

- ・疾病にかかり若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有する者。
- ・おおむね1か月以上の入院の場合、その入院期間。
- ・おおむね1か月以上の通院で、それに要する時間が週4日以上または月15日以上で、帰宅時間が午後3時以降である場合、その通院期間。
- ・その他おおむね1か月以上の、保育ができない旨を記載した医師の診断書等が提出された場合、その記載期間。

【必要書類】 医師の診断書、または、障害者手帳の写し

## (4) 病気や心身障害者の同居の親族等の看護等をしている

- ・1か月以上にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障害を有する同居の親 族を常時介護していること。
- ・おおむね1か月以上の入院の付添看護を必要とする場合、その看護期間。
- ・おおむね1か月以上の通院で、週4日以上または月15日以上の通院看護を必要とし、帰宅時間が午後3時以降である場合、その看護期間。
- ・その他おおむね1か月以上の、看護が必要な旨を記載した医師の診断書等が提出された場合、その記載期間。

【必要書類】 医師の診断書または障害者手帳の写し、及び申立書

## <u>(5)妊娠中(出産前)であるかまたは出産後間がない</u>

・出産日の前後8週間(計16週間)のうち、必要な期間。
【必要書類】 母子健康手帳の写し(出産予定日がわかるもの)

## (6) 就学している (職業訓練校等における職業訓練を含む)

【必要書類】 在学証明書または学生証、及び時間割表等

#### (7) その他

・町長が認める(1)~(6)に類する状態にあること。【必要書類】 町長が必要と認める書類

# 利用申込に関する注意事項

- ●以下の方は利用申込の受付ができませんので、ご注意ください。
  - ・申込書類の不備や記入漏れがある方
  - (消えるボールペンや鉛筆で記入している場合も受付ができません。)
  - ・児童の利用日数が、週3日以上ない方(長期休暇中など一部事由除く。)
  - ・現在通学している小学校の校区以外で開設されている放課後児童クラブを利用希望される方
  - ・長期休暇のみ利用希望の方
- ●以下に該当する方は、追加で提出いただく書類があります。
  - ・65歳未満の同居の祖父母等がいる場合
  - →「祖父母等が保育できない申立書」をご提出ください。
  - ・利用申込時点において、児童が本町に住所を有していない場合
  - →「誓約書(転入用)」をご提出ください。
    - ※ただし、利用開始日の前日までに(4月一斉申込の場合は令和8年3月31日までに、 年度途中利用申込の場合は利用開始日前日までに)本町に転入届の提出かつ居住され なかった場合は、利用決定を取消しいたします。
  - ・利用申込時点において、無職(求職中、内定含む)の場合
  - →利用申込時点で無職の場合でも利用申請が可能です。

「誓約書(就労用)」をご提出ください。

※ただし、利用開始日より1か月以内に就労証明書等の提出が必要です。期日までに就 労を確認できない場合は、利用を廃止(取消し)していただきます。

#### ●その他

- ・4月入所一斉利用申込の受付期間において、申込児童数が定員を上回る場合、低学年(1~3年生)の児童やひとり親家庭の児童等を優先し、利用決定をいたしますのでご了承ください。
- ・利用決定にあたり、必要に応じて面談等を行う場合があります。
- ・昨年度から引き続きご利用を希望される方で、<u>前年(令和7年)12月以前の放課後児童クラブ利用料が未納となっている方</u>は、お申込みいただく前に必ずご相談ください。未納状況の改善が確認できない場合は、利用廃止や、新たな利用を制限させていただくことがあります。

# 利用申込受付と利用開始日

#### ● 4月一斉利用申込

・受 付 期 間: 令和7年11月26日(水)~ 令和7年12月26日(金)

・受 付 場 所:子育て支援課の窓口へ提出 … 平日 午前8時30分~午後5時15分

子育て支援課へ郵送で提出 … 令和7年12月26日(金)の消印まで有効

放課後児童クラブの窓口に提出 … 放課後児童クラブの開所時間内

(※継続入所の方限定)

·利用開始日:令和8年4月1日

※利用決定を通知するまでは事前にお問い合わせいただいても、お答えできかねますのでご 了承ください。なお、利用決定通知書は、令和8年2月上旬頃に郵送いたします。

#### ● 年度途中利用申込

・受 付 期 間:以下の表のとおり

・受 付 場 所:子育て支援課の窓口へ提出 … 平日午前8時30分~午後5時15分

・利用開始日:入所希望月の1日

※各放課後児童クラブには定員があり、年度途中でも空きが出るまでお待ちいただくこともあります。

#### <受 付 期 間>

利用開始者	<b>静望月</b>	受付期間	利用開始希望月	受付期間
令和8年	4月	上記参照	令和8年 10月	令和8年7月1日 ~令和8年8月31日
令和8年	5月	令和8年2月1日 ~令和8年3月31日	令和8年 11月	令和8年8月1日 ~令和8年9月30日
令和8年	6月	令和8年3月1日 ~令和8年4月30日	令和8年 12月	令和8年9月1日 ~令和8年10月31日
令和8年	7月	令和8年4月1日 ~令和8年5月31日	令和9年 1月	令和8年10月1日 ~令和8年11月30日
令和8年	8月	令和8年5月1日 ~令和8年6月30日	令和9年 2月	令和8年11月1日 ~令和8年12月28日
令和8年	9月	令和8年6月1日 ~令和8年7月31日	令和9年 3月	令和8年12月1日 ~令和9年1月31日

# 記入例

#### 精華町放課後児童クラブ利用申込書

**令和<b>O**年**OO**月**OO**日

精華	郵長 様							
		和暦でご	記入く	だ 申請者	住所 精	華町大字南稲八妻小字北	<b>元 70 番地</b>	
		さい。		(保護者)		華太郎	令和8年4月時点	
					電話 12	34–56–7890	の学年をご記入く	
放課	後児童クラブへの利用を	こ次のとおり	申し込	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		1 2444 5	したさい。	
	(フリガナ) 氏 名		性別	生年月	目	小学校名 (学 年)	区分	
利用	(セイカ ジロ 精華 次郎	(לי	男	平成 29 年	6月1日	OO 小学校 <sub>人</sub> (新 <b>3</b> 年生	, I	
児童	(セイカ ハナ) 精華 花代	<b>=</b> )	女	令和 1年 5	月 2 日	OO 小学校 (新 <b>1</b> 年生	<ul><li>☑新規</li><li>□継続</li></ul>	
	和暦でご記入く	ださい。		年	月日	小学校 (新 年生)	□新♯	
	氏 名		-	生年月日	続柄	勤務先・学 (勤務先等電	ロレアノだ	
家族	精華太郎		昭和6	1年8月1日	父	○○役場 (1234-56-		
家族状	精華花子	昭	和62	年10月10日	母	〇〇百貨店 (1234-56-	-	
況	精華一一郎	平	成24	年12月15日	兄	〇〇中学校		
					第1	第2の記入は必		
利用	を希望する		後児童	ラブ グラブ		Usth.		
	後 児 童 ク ラ ブ 名 						前年度より継	
	を希望する理由		-		きない。(	具体的にご記入ください	<sup>N</sup> 。) 続で利用され	
利用	開始希望月	令和 8					る場合も申請	
利用	月 <u>予 定</u> 曜 日			、 <b>☑</b> 木 <b>☑</b> 金 □± <u>点での予定</u> であり、チ		日以外の利用ができないという	が必要です。	
延長	利用希望	図あり <u>※ありの場合、延長利用関係申込書の提出が必要です。</u> □なし 当てはまる方は図してくだ			 くだ			
		D /1.54/D	3#.III. <del>III.</del>				ー さい。何か伝達事項等な	あり
	備考	<ul><li>□ 生活保</li><li>□ ひとり</li></ul>	親世帯	<b>公田幸をごぶては、</b>	~) . ~ ! ! ~	787	/ ましたら、こちらにご言	記入
	uiu J			後児童クラブを利用し 幼稚園等(新1年生の		· · ·	ください。	

# 利用料と納付方法

#### ● 利用料

利用料 月額 5,000 円 延長利用料 月額 2,000 円

- ※利用料及び延長利用料は月額制となっており、1日以上の在籍者は1か月分の利用料を納付していただきます。<u>日割り計算はしませんので予めご了承ください。</u>
- ※個別におやつ代として、費用徴収はしておりません。 (放課後児童クラブを欠席された場合、おやつの提供は行いませんので、予めご了承ください。)

## ● 利用料を滞納した場合

利用料の滞納は、滞納なく払っている保護者の方との公平性を保つため、期限内納付をお願いします。なお、滞納した場合は、自宅・勤務先等への電話連絡・訪問による督促を行います。

また、利用料を3か月滞納された場合は、相談の上、ご利用をお断りすることがあります。



## ● 納付方法

利用料の納付は、原則口座振替でお願いいたします。

#### (1) 口座振替

利用決定通知書に同封する『精華町預金口座振替依頼書』に必要事項を記入の上、複写になっている3枚を、<u>はずさずにそのままで、直接、取扱い希望の金融機関の窓口へ</u>ご提出ください。

振替日は各月の月末です。ただし、12月は25日となります。(金融機関休業日の場合は、 翌営業日となります。)

- ※手続きに時間を要する場合がありますので予めご了承ください。
- ※放課後児童クラブ利用開始日までに口座振替の手続きを済ませてください。

## 精華町指定(代理)金融機関

京都銀行 関西みらい銀行 みずほ銀行 京都信用金庫

三菱UFJ銀行 京都中央信用金庫

三井住友銀行 京都やましろ農業協同組合

南都銀行 ゆうちょ銀行・郵便局(近畿2府4県)

りそな銀行

#### (2)振込

ご都合により口座振替ができない場合は『納付書』を送付いたしますので、納付期限までに、 納付書裏面記載の金融機関の窓口もしくはコンビニエンスストアまたはスマホ用決済アプリ で納付してください。

納付期限を過ぎると、コンビニエンスストア及びスマホ用決済アプリでの納付は出来ません のでご注意ください。

	納付期限		納付期限
	(口座振替指定日)		(口座振替指定日)
令和8年4月分	4月30日	令和8年10月分	11月2日
令和8年5月分	6月1日	令和8年11月分	11月30日
令和8年6月分	6月30日	令和8年12月分	12月25日
令和8年7月分	7月31日	令和9年1月分	2月1日
令和8年8月分	8月31日	令和9年2月分	3月1日
令和8年9月分	9月30日	令和9年3月分	3月31日

<sup>※</sup>上記の指定(代理)金融機関は、変更になる場合があります。

# 利用決定後について

#### ● 持ち物

- ・連絡帳
- ・ハンドタオル または ハンカチ
- ・ティッシュ
- ・水筒(お茶 または お水)
- ・弁当(土曜日・長期休暇期間・その他学校の振替休日等)
- ・その他、各放課後児童クラブで必要なもの(各放課後児童クラブで必要物品が異なるため、 利用開始前に各放課後児童クラブへご確認ください。)

#### ● 緊急連絡カード

利用決定通知書に同封する『緊急連絡カード』を、必ず、放課後児童クラブ利用開始日までに支援員へご提出ください。なお、緊急連絡先を変更される場合、変更内容を必ず支援員にご連絡ください。

このカードは大変重要なものになりますので、記入漏れの無いようにお願いします。 裏面にご記入いただく地図については、コピーでも可能です。

## ● 傷害保険の加入

放課後児童クラブ利用中の不測のけが・事故等に備えて、『傷害保険』に加入します。 保険加入料は、精華町(または運営法人)が負担します。

※原則、放課後児童クラブへの登降所中のけが・事故等は対象になりません。

持ち物には必ず、 名前をご記入ください

# 利用決定後の各手続き案内

- (1)~(5)の手続きに係る提出書類は、子育て支援課へご提出ください。
- ※お電話・メールでの受付はできません。郵送でのご提出は受付可能です。
- ※お子さまに預けての提出、放課後児童クラブへの提出は受付できません。

#### (1) 申込内容の変更

世帯状況や就労状況など当初の申込内容に変更がある場合は、手続きを要する場合がありますので、子育て支援課へご連絡ください。

就労要件での利用中に退職等の変更があった場合、まず子育て支援課へご連絡ください。 就職活動中であることなどが確認できましたら、1ヶ月の猶予期間を設ける場合があります。

## (2) 利用廃止

提出書類:利用廃止届

提出期限:廃止される日の1週間前まで

- ※次の場合は利用廃止(取消し)のご案内をすることがありますので予めご了承ください。
- ・無断で5日以上連続して欠席した場合
- ・特別な理由なく1か月に15日以上欠席した場合(土・日曜日、祝日は除く)
- ※利用廃止届の提出がない場合、放課後児童クラブに通所していなくても、その期間の利用 料をお支払いいただきますのでご了承ください。
- ※放課後児童クラブ支援員にその旨をご連絡ください。

#### (3)延長利用申込

提出書類:放課後児童クラブ延長利用関係申込書

提出期限:延長利用希望月の1週間前まで

- ※『放課後児童クラブ延長利用関係申込書』の『利用申込』にチェックしてください。
- ※放課後児童クラブ支援員にその旨をご連絡ください。

#### (4)延長利用廃止

提出書類:放課後児童クラブ延長利用関係申込書

提出期限:延長利用廃止日の1週間前まで

- ※『放課後児童クラブ延長利用関係申込書』の『利用廃止』にチェックをしてください。
- ※延長利用廃止届の提出がない場合、延長時間中に利用していなくても、その期間の延長

#### 利用料をお支払いいただきますのでご了承ください。

※放課後児童クラブ支援員にその旨をご連絡ください。

## (5) 利用休止

提出書類:利用休止届

提出期限:利用休止希望日の1週間前まで

※利用休止可能条件

・利用児童が病気やけが等により児童クラブを1か月以上休む場合 (利用休止期間は原則2か月以内)

- ・夏休み開始日からその年の8月31日までに30日以上連続して休む場合
- ※<u>利用休止届の提出がない場合、放課後児童クラブに通所していなくても、その期間の利用</u>料をお支払いいただきますのでご了承ください。
- ※放課後児童クラブ支援員にその旨をご連絡ください。



# 留意事項

#### ● 間食(おやつ等)

各放課後児童クラブにおいて、開所日は利用児童に対して間食(おやつ等)を提供していますが、放課後児童クラブを欠席される場合は、間食の提供は行いませんので、予めご了承ください。また、アレルギー対応が必要な方には、おやつを持参いただく等個別に対応を相談させていただくことがあります。

#### ● 利用児童の通所・帰宅方法及び欠席・早退について

- ・土曜日及び長期休暇期間中等の自転車による登所は禁止です。
- ・4月~9月の午後6時以降、10月~翌年3月の午後5時以降の帰宅は、保護者の迎えを原則とします。なお、保護者に代わって中学生以上の兄姉等の迎えも可とします。
- ・利用児童の帰宅方法・帰宅時間等については、利用開始前に支援員と調整してください。
- ・利用児童が、放課後児童クラブを欠席・早退する場合は、必ず保護者から支援員に連絡してください。
- ・利用児童が、塾等により帰宅または退出した場合は、早退したものとみなし、その日の児 童クラブへの再登所は原則認めておりません。

#### ● 利用児童が発熱やけが等をした場合

- ・37度5分以上の発熱時 … 保護者に連絡の上、原則迎えに来ていただきます。
- ・けが等をした場合 … 応急処置を行い、保護者に連絡します。
- ※けが等の程度により救急(119番)対応を行う場合があります。
- ※新型コロナウイルス等の感染症の流行状況により、発熱時の体温基準は変更することがあります。

#### その他

・保護者の方のお仕事等がお休みの場合は、家庭保育にご協力 いただきますようお願いします。



# 気象警報発令時及び地震発生時などによる臨時閉所等について

- (1) 平日 (小学校へ登校している日) の場合
  - ・学校が休校となったとき ➡ 臨時閉所(気象警報が発令されていない場合も含む)
  - ・学校登校後に一斉(集団)下校等となったとき➡ 臨時閉所
  - ・放課後児童クラブ利用時に気象警報(精華町及び精華町を含む山城南部地域)が発令さ れたとき → 臨時閉所
- (2) 土曜日及び長期休暇期間等の場合
  - ・午前7時現在、警報が発令されているとき ➡ 自宅待機
  - ・午前9時までに警報が解除されたとき 
    → 放課後児童クラブを開所
- - ・午前9時までに警報が解除されなかったとき ➡ 臨時閉所
  - ・熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)の発表時、京都府内のすべての暑さ指 数情報提供時点(全8カ所)において、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予 測値)に達すると予測される場合 ➡ 翌日臨時閉所
  - ・精華町において、震度5弱以上(速報値)の地震が発生した場合 **⇒** 臨時閉所
  - ①前日下校時(前日が休日の場合は、前日の午後5時)から、24時までに精華町で震度 5弱以上の地震が発生した場合 ➡ 翌日を臨時閉所
  - ②0時から登校開始までに精華町で震度5弱以上の地震が発生した場合 ➡ 当日を臨 時期所
- (3) 伝染病や感染症 (インフルエンザ・新型コロナウイルス等) の発生により学年及び学級閉 鎖となった場合
  - ⇒当該学年及び学級に在籍する児童については、ご利用できません。

**臨時閉所となった場合、保護者へメール等により連絡の上、原則迎えに来ていただきます。** 災害時や非常事態が発生した場合は、保護者の方への連絡が困難になることが想定されま す。その際の避難場所(自宅以外の児童の下校先)をご家庭内でお話しいただき、災害等 の状況に合わせて対応できるよう予め決めていただきますようお願いします。

# 放課後児童クラブQ&A

# ●利用基準

- **Q1** 祖父母が同居していても放課後児童クラブの利用できますか?
- A1 祖父母が65歳未満で児童をみることができる場合は、放課後児童クラブの利用 申込はできません。児童をみることができない場合は、放課後児童クラブの利用が 可能ですが「祖父母等が保育できない申立書」が必要です。
  - 65歳以上の場合は、申込時に祖父母についての書類は不要です。
- **Q2** 精華町以外の市町村に居住していますが、精華町内の放課後児童クラブを利用できますか?
- **A2** 精華町内の放課後児童クラブを利用できるのは「精華町内に居住している児童のみ」です。

なお、利用申込時に精華町以外の市町村に居住している方で、利用開始日の前日までに精華町に転入することが確実な場合は、精華町在住の方と同様に受付します。 ただし、町が定める「誓約書(転入用)」を添付してください。

- ※住民票が精華町にあっても、居住実態がない場合は精華町内の放課後児童クラブは利用できません。
- ※出産等の一時滞在の場合は利用できません。
- **Q3** 現在、無職でこれから仕事を探す場合に、放課後児童クラブの利用できますか?
- **A3** 利用開始日より就労予定であれば、誓約書をご提出いただくことで申込が可能です。ただし、利用開始日より1か月以内に就労証明書等の提出が必要となり、もしご提出がない場合は、放課後児童クラブを利用できる基準に該当しないものとして利用を廃止させていただくことになります。
- **Q4** 仕事を辞めました。放課後児童クラブの利用を廃止しなければなりませんか?
- **A4** 仕事を辞めて、規定の利用基準に満たない場合は、放課後児童クラブの利用を廃止していただきます。

## ●必要書類

- Q5 就労証明書などの必要書類は、申込時に一度提出すればその後は利用の廃止まで提出する必要はありませんか?
- A5 利用基準を確認するために、申込時と7月(申込が4月以前の方のみ)の2回、必要書類をご提出いただいております。また、職場が変わった場合や利用資格の理由が変わった場合は、その都度必要書類(就労証明書等)を提出してください。
- **Q6** 申込時にはすでに内定をもらっていますが、就労証明書は勤務開始日以降にしか発行ができません。就労証明書の代わりに内定書の提出でもかまいませんか?
- A6 勤務実態の詳細を確認することが難しいため、内定書での受付はできません。申込時には誓約書(就労用)をご提出のうえ、利用開始日から1か月以内に就労証明書を提出してください。
- **Q7** 転職して仕事が変わりました。子育て支援課に届出は必要ですか?
- **A7** 町が定める就労証明書を提出してください。
- **Q8** 放課後児童クラブの利用を途中で廃止する場合は、届出が必要ですか?
- A8 利用期間満了の場合は、届出は不要です。利用期間内に途中で利用の廃止をする場合は、 子育て支援課に「利用廃止届」を提出してください。
  - ※必ず利用廃止日(利用廃止日は各月末)の<u>週間前</u>までに利用廃止届を子育て支援 課に提出してください。提出が遅れた場合は翌月以降も利用料が必要となります。
- **Q9** もうすぐ育児休業に入りますが、このまま放課後児童クラブを利用してもいいですか?
- **A9** 育児休業中につきましては、放課後児童クラブを利用していただけません。利用廃止届 をご提出ください。なお、産後8週間 (2か月) までは利用していただくことが可能です。

## ●その他

- Q10 利用申込前に放課後児童クラブの見学はできますか?
- A10 放課後児童クラブで行事がある場合等を除き、見学は随時可能です。事前に見 学希望の放課後児童クラブに電話で連絡してください。
- **Q11** 放課後児童クラブには、定員がないのですか?
- **A11** 各放課後児童クラブ毎に定員を設けています。P. 2を参照してください。
- Q12 夏休みなどの長期休暇のみの利用は可能ですか?
- A12 長期休暇のみの利用はできません。
- **Q13** テレワーク等で放課後児童クラブを利用する頻度が減ったので、1か月間のみ利用休止をすることは可能ですか?
- A13 利用休止可能条件 (P.13 参照) 以外の理由による休止はできません。放課後児童クラブを利用しない場合は利用廃止届をご提出のうえ、退所していただきます。
- Q14 放課後等デイサービスとの併用利用は可能ですか?
- **A14** 利用基準を満たせば放課後児童クラブと放課後等デイサービスの併用利用は可能です。
- Q15 小学校区以外の放課後児童クラブを利用することはできますか?
- **A15** 児童の安全を守る観点から、小学校区が違う放課後児童クラブを利用することはできません。
- Q16 気象警報が発令されていない状況でも、学校登校後に一斉(集団)下校をされる場合、 放課後児童クラブは臨時閉所されますか?
- A16 気象警報が発令されていない状況でも、不審者発生時や害獣出没等に各小学校判断で 一斉(集団)下校された場合、放課後児童クラブは臨時閉所といたします。
  - ※ただし、小学校ごとに、各放課後児童クラブは対応を合わせます。
    - (例) A小学校が一斉下校しているが、B小学校は一斉下校していない場合
  - …A小学校の敷地内にあるA放課後児童クラブは臨時閉所しますが、B小学校の敷地内にあるB放課後児童クラブは通常どおり開所いたします。

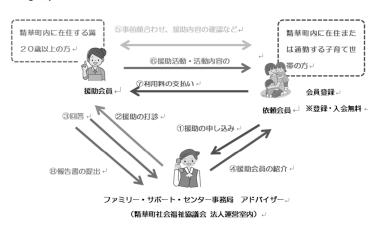
# サポート事業

各種団体が実施しているサポート事業を紹介します。 令和7年10月時点の情報ですので利用される際は再度確認してください。

## 1. 精華町ファミリー・サポート・センター事業

精華町ファミリー・サポート・センターは、育児 の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)とが会員となり、センターが仲介してお互いの信頼関係のもとに助け合いを行う(有料)子育て支援組織です。

- A. 援助内容・保育所や放課後児童クラブなどへの子どもの送迎
  - ・子どもの一時的な預かり
  - ・その他育児に関する必要な援助



B. 会員の種類

依頼会員 精華町に在住または在勤で概ね3か月から小学校6年生までのお子さんをお持ちの方援助会員 以下の3つの要件を満たす方

- ・心身共に健康な20歳以上の方
- ・精華町在住の、自宅等で安全に子供を預かることができる方(送迎のみの援助も可)
- ・援助会員養成講座を受講していただける方

両方会員 依頼会員と援助会員の両方を兼ねる方

C. 利用料金 平日 午前7時~午後8時 1時間700円

土日祝日 午前7時~午後8時 1時間800円

※12月29日~翌年1月3日は利用できません

- D. 保 険 活動中の事故に備えて保険に加入しています。
- E. 申し込みに必要な書類 写真 (縦3cm×横2.5cm/親2枚/子ども1人につき1枚)

印鑑

本人であることを証明できるもの(運転免許証、パスポート、または健康保険証等)

【お問い合わせ先】 社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 法人運営室

所 在 地 精華町大字南稲八妻小字砂留22番地1 「地域福祉センターかしのき苑」内

電 話 番 号 0774-94-4573

受 付 時 間 平日午前8時30分~午後5時15分(土·日·祝日除く)

## 2. 精華町社会福祉協議会『ふれあいサポート事業』

日常生活を送る上で、何らかの援助を必要とする方に対し、地域の協力者が家事援助などのサービスを提供する会員制の福祉サービス事業です。

- A. 援助内容保育所等の送迎、外出時の付添、家事手伝いなど
- B. 利 用 者 町内在住の方
- C. 利 用 方 法 会員登録が必要(申込時500円/年間)※原則として、1週間前までに申込み必要
- D. 利 用 料 平日午前9時~午後5時 350円/30分
- E. 保 険 活動中の事故に備えて保険に加入しています。

#### 【お問い合わせ先】 社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 法人運営室

所 在 地 精華町大字南稲八妻小字砂留22番地1 「地域福祉センターかしのき苑」内

電 話 番 号 0774-94-4573

受 付 時 間 平日午前8時30分~午後5時15分(土·日·祝日除<)

## 3. 精華町シルバー人材センター『子育て支援 委託事業』

概ね60歳以上の方が会員として加入しており、お困りの方々の暮らしのお手伝いをします。

- A. 援 助 内 容 子どもの保育所等の送迎、産前産後の家事援助、短時間の子守りなどのお手伝い
- B. 利 用 者 町内在住の方
- C. 利 用 方 法 事前にご依頼ください。また、ご依頼後、必要に応じて面談等があります。
- D. 利 用 料 内容により料金決定(例)迎え及び保育の場合:最初の1時間以内1,320円~ その後660円~/30分
- E. そ の 他 上記とは別に各種子ども会行事、自治会行事、子育てに伴うイベント等を企画・実施 することもできます。詳細はお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】 公益社団法人 精華町シルバー人材センター

所 在 地 精華町大字北稲八間小字井手ノ元27番地1

電 話 番 号 0774-98-0510

受 付 時 間 平日午前9時~午後5時(土·日·祝日除<)

#### 4. 精華町病児・病後児保育事業

子育てと就労の両立を支援するために、保育所及び放課後児童クラブ等に通所している児童等が、病気中 または病気の回復期にある場合で、かつ集団保育や家庭での保育が困難な場合において、当該児童を一時的 に預かる「病児・病後児保育事業」をたけうちファミリークリニックに委託して実施しています。

- A. 利 用 者 本町に居住または本町内に保護者が勤務し、併設クリニックの医師により病児・病後児保育室の利用が可能であると判断を得られた児童(生後6カ月から小学校6年生までの児童)で、次のいずれかに該当する児童。
  - ・病気中もしくは病気の回復期であり、集団保育が困難な児童
  - ・保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭、その他の社会的にやむを得ない事由により 家庭において保育が困難な児童
- B. 利用方法 利用される場合は右の二次元コードから予約をしてください。
- C. 利用時間 月~金曜日の午前9時~午後5時30分



詳細はこちら

- D. 実施施設 病児・病後児保育室 キッズケア Hanane (たけうちファミリークリニック併設)
   所在地 精華町狛田2丁目8-2
   TEL 080-3723-8746
- E. 利 用 料 無料

【お問い合わせ先】精華町 健康福祉環境部 子育て支援課 0774-95-1917

## 5. 病児保育事業(やすらぎ保育園)

児童がケガや病気中である場合で、かつ集団保育や家庭での保育が困難な場合において、当該児童を一時 的に預かる「病児保育事業」を医療法人社団石槌会やすらぎ保育園で実施しています。

- A. 利 用 者 生後6か月~小学6年生までの、病気中または病気回復中のaまたはbの児童(医師の診察で病児保育の利用が可能と判断された児童)。
  - a. 病気中や回復期で保育園等に通えない児童
  - b. 病気中や回復期に保護者の都合により家庭での保育ができない児童 ※居住地の制限はありません。どちらの市町村にお住まいでもご利用いただけます。
- B. 利用方法 利用希望の方は、まず、やすらぎ保育園にお電話ください。ご予約をお取りします。 ご予約ができた方は、医療機関を指定の時間内に受診してください。

	利用日前日	利用日当日
予約 (やすらぎ保育園)	午前9時00分~午後5時30分	午前8時00分~午前9時00分
診察受付(同志社山手病院)	_	午前8時30分~午前9時00分

- ※同志社山手病院以外のかかりつけ医を受診される場合は、各医療機関にお問い合わせください。
- ※受診に関して、ご不明な点がございましたら、やすらぎ保育園にてご予約の際にご相談ください。
- C. 利用時間 月〜金曜日の午前8時30分〜午後5時 ※土日祝・年末年始(12月29日〜翌年1月3日)・警報発令時を除く
- D. 実施施設 やすらぎ保育園 病児保育室
- E. 利 用 料 病児保育代 2,000円昼食・おやつ代 250円

【お問い合わせ先】 医療法人社団石鎚会 やすらぎ保育園

所 在 地 京田辺市同志社山手二丁目3-65

電 話 番 号 0774-65-3939

#### 6. 精華町子育て短期支援事業

・ショートスティ事業

子育て中のご家庭で、保護者の方が入院や出張、育児の疲れなどの理由で、一時的に家庭で子どもを みられなくなったとき、児童をお預かりする事業です。

- A. 利 用 者 町内に住所を有する児童(0歳~小学校修了前まで)
- B. 利用方法 利用申請書は精華町役場子育て支援課まで
  - ・利用の一週間前までに申請をお願いします。
  - ・施設の利用状況等により一時的に利用できないことがあります。
  - ・利用時の持ち物について、利用案内時にお渡しする持ち物リストをご確認ください。
  - ・保護者が施設へ送迎してください。
- C. 利用期間 同月内に7日以内

短時間(4時間未満)利用可/宿泊利用可(1泊~)

D. 実施施設 京都大和の家 所在地 精華町大字南稲八妻小字笛竹37番地

T E L 0774-98-3840

いこま乳児院・愛染寮 所 在 地 奈良県生駒市元町2丁目14番地8

T E L 0743-74-1173

桃 山 学 園 所 在 地 京都市伏見区桃山町遠山50番地

T E L 075-611-3136

E. 利 用 料 1人につき1日 0円から5,400円

※食事代等が必要です。また、延長の場合、料金別途要。

※利用料については、世帯の状況によって異なります。

※利用料は直接、施設へお支払いください。

【お問い合わせ先】精華町 健康福祉環境部 子育て支援課 0774-95-1917

